

おり、継続していきたい。

**問** 全員正職員にできなくて、給料面でボーナス的なものを渡すなど、職場環境を変える努力をしてもらいたいが。

**答** 報酬、賃金体系の見直しは、3年に1度のサイクルで行っている。平成30年度の改正に向け29年度に金額の見直しを行い、平成30年3月定例会で上程したい。国の動向、社会情勢を見ると、今の賃金水準では少し物足りない。優秀な人材を確保するという観点から処遇改善に積極的に取り組みたい。

一般質問  
廣井 一隆  
(練政)

国民健康保険  
柔道整備・はり・  
きゅう・施術療養費

**問** 医療費の高騰が取り沙汰されているが、本市の医療費の推移は。

**答** 国民健康保険特別会計の保険給付費から審査支払手数料等を除くと、平成27年度決算額95億295万円、28年度88億9,314万円で、対前

年度比6.4%の減。奈良県後期高齢者医療特別会計の本市の医療費は、27年度決算額126億5,392万3千円、28年度134億6,515万8千円、審査支払手数料等は含んでおらず対前年度比6.4%の増である。

**問** 保険給付費の適正化事業では、どのような対策を実施しているのか。

**答** 奈良県国民健康保険団体連合会(連合会)は、全国から送られる県内市町村の国保被保険者の請求書に当たる診療報酬明細書(レセプト)を市町村ごとに分けて、請求者に仮払いをする。それから各市町村に請求して、市町村が連合会に請求額を支払う。その間、連合会は仮払いをしたレセプトの内容点検を実施する。1次点検で請求点数に誤りがないか機械点検を実施し、2次点検で点検審査員により、保険適用外の治療を保険請求していないか等の内容点検を行う。誤りがあればレセプトを返戻して、該当する請求額を次回の請求から相殺する。

療養費は、2次点検がないかわりに審査会があり、1次点検が終わる、審査会を通れば

支払われる。相殺の考え方は同じである。

**問** 保険給付費全体のうち、柔道整備・はり・きゅう・あんまマッサージ指圧師の施術療養費の割合は。

**答** 手数料等を差し引いた金額で27年度が0.79%である。28年度は対前年度比で、柔道整備15%減、あんま・マッサージ57%減、はり・きゅうがほぼ横ばいである。全体に占める割合は、0.84%である。

**問** どのような取り組みで、施術療養費が減少したのか。

**答** 本市は、独自に資格を持った専門の点検員を雇用して2次点検を行っており、施術所の開設等に関する権限移譲も県から受けている。点検の結果、疑義があれば施術所に連絡して、疑義内容を伝えた上でレセプトを返戻していること、また、権限移譲により

施術者の在籍等を管理していること等の指導の実践により、適正化が図れている。

**問** どのような指導を事業者に行っているのか。

**答** 2次点検を行うことで、長期継続施術等を指摘して返戻しており、施術所の施術者の登録業務を行い無資格な施

術を防いでいる。施術所が広告で募集した施術補助者にマッサージをさせるケースは訪問指導し、確認している。今後も適正化のため継続する。

**問** 同意書や指示書を書きたくないという医師が存在する。ような話を多々聞いているが、認識しているのか。

**答** 市は認識していない。  
**問** 同意書、指示書は、なか



保険医療課

なか医師に書いてもらえないと思う。さまざまな治療や療養の方法を市民が選択できるはずであるが、選択肢を無くし、利用しにくい状況はどう考えているのか。

**答** 仮に指示書や同意書を書かないという医師が存在すれば、個人の症状の緩和が進まず、市民の利便性を奪うこと

になる。市民から苦情があれば、詳しく状況を把握し、市民の要望に基づいて対応を考える必要がある。施術所の加入団体も多数あるため、施術所が一体となり、医師会や同意書を書かない医師に要望書を出すのが良いのではないか。

介護 保険の  
総合事業に移行して  
現在の状況は

**問** 総合事業へ移行して、1年間の利用者数の変化は。

**答** 介護保険の地域支援事業は総合事業も含まれ、高齢者が要介護状態等になることへの予防や軽減等を目的とし、日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行う。28年度実績は、総合事業での訪問介護利用者数は延べ約5,600件、うち、シルバー人材センターの利用が延べ約940件、通所介護は延べ約8,400件の利用者数である。

**問** 何か効果はあったのか。

**答** 総合事業の開始に伴い、訪問・通所介護のみ利用の際には、介護認定申請の必要はなく、チェックリストで要支援相当か認定する。通常の介護認定審査では、約1カ月かか